

集会アピール

7年前の10月31日、東京高裁の寺尾正二裁判長は、無実の石川一雄さんに無期懲役判決を行った。弁護団は「ペテンだ」と講義し、石川さんは「そんなことは聞きたくない」と怒りを込めて叫んだ。この有罪判決が、石川さんにいまも「みえない手錠」をかけていることを忘れてはならない。

第3次再審請求で弁護団が提出した新証拠によって寺尾判決は完全に崩れている。

寺尾判決は、脅迫状と石川さんの筆跡が一致するとして有罪証拠としたが、コンピューターによる筆者異同識別鑑定は、石川さんが脅迫状を書いた犯人ではないことを科学的、客観的に明らかにした。証拠開示された取り調べテープを分析した識字能力鑑定によって、当時の石川さんが部落差別によって文字を奪われた非識字者であり、脅迫状を書けなかったことも明らかになった。

下山第2鑑定は、蛍光X線分析でインクの元素を調べ、石川さんの家から発見された万年筆が被害者のものとは言えないことを科学的に明らかにした。

証拠の万年筆は、10数人の警察官が家宅捜索を2回も行った後の3回目の捜索で、発見された。発見場所はわずか176センチのお勝手入口のカモイだ。47年前、寺尾裁判長は弁護団が求めた現場検証を却下し、判決で「カモイは背の低い人には見えにくいから見落とした」と決めつけて発見経過の不自然さを誤魔化した。心理学者による創作実験に基づく鑑定は、人が物を捜す時には、見えにくいかどうかの問題ではないと指摘し、カモイに万年筆があれば、家宅捜索で警察官が見落とすはずがないことを明らかにしている。石川さんの自白通りに被害者の万年筆が発見されたとして有罪の決め手とした寺尾判決の誤りは明らかだ。

寺尾判決は、「取り調べでスラスラ自白した」という警察官の証言を根拠に、自白は信用できるとした。しかし、第3次再審で取り調べテープが証拠開示され、死体がどうなっているのかなど犯行の内容を石川さんが語れず、取調官が誘導してウソの自白を作っていたことが暴かれた。部落差別にもとづく予断と偏見に満ちた捜査、別件逮捕や代用監獄の取り調べを正当化し、警察の誤った鑑定と密室の取り調べで作られた自白に頼って石川さんを犯人と決めつけた47年前の寺尾判決の誤りと不当性は明らかだ。石川さんは58年以上も冤罪を叫び続け、多くの新証拠が提出されてきたにも関わらず、寺尾判決以来47年間、一度も事実調べが行われていない。私たちは、東京高裁が鑑定人尋問を行い、狭山事件の最新を開始するよう強く求める。

先日、布川事件の国賠裁判で、東京高裁は、警察、検察の違法な取り調べによって冤罪が作られたことを認めた。狭山事件も同じだ。桜井さんの勝利家判決やこの間の再審無罪の教訓をふまえ、再審における証拠開示や事実調べを保障し、最新開始決定に対する検察官による抗告を禁止する法改正が急務である。私たちは、再審法改正を強く国会に求める。

狭山事件の第3次再審も袴田事件の差し戻し審もヤマ場を迎える。石川さんも袴田さんも無実だ！再審開始と無罪判決に向けてともに闘う。映画「SAYAMA」「獄友」の上映運動をすすめ、すべての冤罪犠牲者や支援運動と連帯し、冤罪根絶に向けた司法改革、再審法改正を実現する闘いを全力ですすめる。

一日も早く石川さんの「みえない手錠」をはずすために狭山事件の再審を実現しよう！

2021年10月29日

狭山事件の再審を求める市民集会 参加者一同